

公立大学法人宮城大学発明等取扱規程

平成21年4月1日

規程第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教職員等がした発明等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「発明等」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種及び商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標をいう。

2 この規程において「特許等を受ける権利」とは、特許、実用新案、意匠、品種又は商標（以下「特許等」という。）の登録を受ける権利をいう。

3 この規程において「職務発明」とは、その発明が性質上、宮城大学（以下「本学」という。）の教育研究の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が法人における教職員等の現在又は過去の職務等に属する発明をいう。

4 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 法人の教職員

二 大学院学生等本学で研究活動に従事する者（研究員、客員研究員及び研究生を含む。）

5 この規程において「学群等」とは、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年4月1日規則第1号。以下「基本規則」という。）第26条及び第32条に規定する学群及び研究科並びに基盤教育群をいう。

(権利の譲渡)

第3条 教職員等は、次の各号の一に該当する発明をした場合において、第5条第2項の規定により、学長が職務発明と認定し、かつ、理事長が特許を受ける権利を法人が承継すると決定したときは、当該権利を法人に譲渡しなければならない。

一 法人の研究費の配分を受けて行った研究の結果生じた発明

二 法人の研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明

三 その他、その性質上、本学の教育研究の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が法人における教職員等の現在又は過去の職務等に属する発明

(発明の届出)

第4条 教職員等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、発明等届出書（様式1）に関係書類を添えて、学長及び理事長に届け出なければならない。この場合において、教職員等は、前条各号に規定する研究費、研究設備又は職務等が当該発明の生じた研究に関係したと認めるときは、当該発明に係る特許の登録出願前に届け出るものとする。

2 第2条第4項第2号に掲げる者が前項の届出をする場合は、部局長（その者が所属する学群等の長をいう。以下同じ。）を経由して届け出るものとする。

(権利の承継の決定)

第5条 学長は、前条の届出があったときは、直ちに研究委員会に付託しなければならない。

- 2 学長は、第24条第4項に規定する報告に基づき、速やかに、職務発明に該当するか否かについて認定を行う。学長が職務発明に該当すると認定した場合は、学長の申出に基づき、理事長は当該職務発明に係る特許を受ける権利を法人が承継する旨の決定を行うものとする。
- 3 学長又は理事長は、前項の認定又は決定を行ったときは、当該教職員等に対し、速やかにその旨を文書で通知する。当該発明を届け出た教職員等が第2条第4項第2号に掲げる者であるときは、部局長を経由して通知するものとする。

(譲渡書等の提出)

第6条 教職員等は、その届け出た発明が職務発明に該当し、当該職務発明に係る特許を受ける権利を法人が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、特許等譲渡書(様式2)その他の書類を部局長及び学長を経由して理事長に提出しなければならない。

(任意譲渡)

第7条 教職員等は、職務発明に該当しないと認定された発明に係る特許を受ける権利について、特許等権利譲渡申込書(様式3)により、当該権利の譲渡を部局長及び学長を経由して理事長に申出をすることができる。

- 2 学長は、前項の規定による申出があったときは、研究委員会に付託しなければならない。
- 3 学長は、第24条第4項に規定する報告に基づき、当該権利を承継するか否かについて理事長に申出をするものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による学長の申出に基づき、法人が当該権利を承継すると決定した場合には、これを教職員等に通知するとともに、教職員等は特許等譲渡書(様式4)その他の書類を部局長及び学長を経由して理事長に提出しなければならない。

(特許の出願)

第8条 理事長は、第5条第2項又は前条第4項の規定により法人が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、直ちに特許の出願その他の手続を行う。

- 2 発明を届け出た教職員等(以下「発明者」という。)は、学長が第5条第2項の規定により職務発明に該当しないと認定し、又は理事長が同項若しくは前条第3項の規定により当該発明について法人が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許の出願を行ってはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発明者が緊急に特許の出願を行う必要があると認めるときは、出願をすることができる。この場合において、発明者は出願後速やかに、学長を経由して理事長へ出願内容等を報告しなければならない。

(権利の譲渡等に対する制限)

第9条 発明者は、学長が第5条第2項の規定により職務発明に該当しないと認定し、又は理事長が同項若しくは第7条第4項の規定により当該発明について法人が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許を受ける権利若しくは特許の権利を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(発明等奨励金)

第10条 理事長は、第3条の規定により法人が発明について特許を受ける権利を取得したときは、当該取得に係る発明をした発明者に対し、発明等奨励金として権利1件につき1万円を交付する。

(登録補償金)

第11条 理事長は、第8条第1項の規定により特許の出願をした発明について特許の権利を取得したときは、当該特許の権利に係る発明者に対し、登録補償金として権利1件につき2万円を支払う。

(実施補償金)

第12条 理事長は、法人が取得した特許を受ける権利を処分し、又は特許の権利を運用し、若しくは処分したことにより収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入実績に応じ、翌年5月31日までに次に掲げるところにより、実施補償金を支払う。

- 一 法人が特許の権利に係る発明の実施を許諾して実施料等を得たときは、その収入の100分の30の金額
- 二 法人が特許を受ける権利又は特許の権利を譲渡したときは、その代金の100分の30の金額

2 理事長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に算定する補償金を支払うことがある。

(通知)

第13条 理事長は、前3条の規定による奨励金又は補償金の支払の決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を書面で通知する。

(発明者の負担した出願費用)

第14条 理事長は、法人が特許を受ける権利を譲り受けた場合において、発明者が既に出願手数料、特許料等直接出願に要する費用を支払ったときは、発明者の申出により当該費用を発明者に支払う。

(共同発明者に対する補償)

第15条 第11条又は第12条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払う。

(退職又は死亡したときの補償)

第16条 発明者が有する補償金の支払を受ける権利は、当該発明者が退職した後も存続するものとし、当該発明者が死亡したときは、その相続人が承継する。

(異議の申出)

第17条 発明者は、その発明に係る第5条第2項の規定による認定に関して不服があるときは、同条第3項の通知を受けた日から30日以内に、学長に対し、異議の申出書（様式5）により異議の申出をすることができる。

2 発明者は、その発明に係る第5条第2項の規定による決定又は第11条若しくは第12条の規定による補償金の支払の決定に関して不服があるときは、第5条第3項又は第13条の通知を受けた日から30日以内に、理事長に対し、異議の申出書（様式5）により異議の申出をすることができる。

3 学長又は理事長は、前2項の申出を受けたときは、申出に対する決定を行い、異議の申出を

受けた日から60日以内に、その結果を申出人に対し通知する。

(秘密の保持)

第18条 発明者その他の関係者は、発明の内容並びに発明者及び法人の利害に係りのある事項について、当該発明の出願が受理され、公開されるまでその秘密を守らなければならない。

(考案、意匠、品種の取扱い)

第19条 第3条から前条までの規定は、考案、実用新案登録及び実用新案権並びに意匠、意匠登録及び意匠権並びに品種の育成、品種登録及び育成者権の取扱いについて準用する。

(商標の取扱い)

第20条 法人は、次に掲げる商標について、商標登録出願をすることができる。

- 一 法人、法人組織、本学又は本学組織を表示する商標
- 二 法人の研究成果に係る商品又は役務について用いられる商標
- 2 教職員等は、前項第2号に規定する商標については、当該研究成果について法人が行おうとする知的財産の活用に支障がないと研究委員会が認める場合に限り、自ら商標登録出願をし、又は第三者に商標登録出願をさせることができる。

(発明等専門委員会)

第21条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第2号の規定により設置される発明等専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 発明等が職務発明等に該当するか否かに関する事項
- 二 発明等に係る特許等を受ける権利の帰属等に関する事項（教職員等に係る権利の帰属等の認定に関する事項を含む。）
- 三 商標登録出願をするか否かに関する事項
- 四 その他発明等及び特許等に関する事項
- 2 専門委員会は、次に掲げる委員で構成する。
 - 一 研究を担当する副学長（以下「研究担当副学長」という。）
 - 二 学群等から推薦される委員各1名
 - 三 研究推進・地域未来共創センター長が推薦する教員
 - 四 事務局長
 - 五 その他専門委員会が必要と認めた者
- 3 専門委員会には、学識経験者等を外部委員として置くことができる。
- 4 前項の外部委員は、研究委員会が推薦する者を研究担当副学長が委嘱する。
- 5 専門委員会の委員長は、研究担当副学長をもって充てる。

(発明等専門委員会予備委員)

第22条 専門委員会に、前条第2項第2号の委員1人につき、それぞれ1人の予備委員を置く。

- 2 委員に事故あるときは、その予備委員が、その職務を代行する。
- 3 委員が欠けたときは、その予備委員が委員となる。
- 4 予備委員は、学群等において、教授、准教授、講師又は助教の中から推薦する委員を研究委員会委員長が指名する。

(発明等専門委員等の任期)

第23条 委員及び予備委員の任期は、2年とする。ただし、委員及び予備委員が欠けた場合の補欠の予備委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

2 委員及び予備委員は、再任されることができる。

(発明等専門委員会会議)

第24条 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

3 委員長は、専門委員会で審議した結果を研究委員会に報告しなければならない。

4 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該審議結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を学長に報告しなければならない。

第25条 委員又は予備委員が発明等の届出をしたときは、当該委員又は予備委員は、当該発明等に関する委員会の会議に出席することができない。

(庶務)

第26条 専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。

(従事者の責務)

第27条 発明等の取扱いに関する事務に従事する者は、その事務を速やかに処理するとともに、発明等の内容その他発明等に関する事項について秘密を守らなければならない。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、教職員等の発明等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H22.5.26 第22回理事会)

この規程は、平成22年5月26日から施行し、改正後の第12条第2項の規程は、平成22年度の産業化プロジェクトに係る特許等を受ける権利から適用する。

附 則 (H23.6.29 第43回理事会)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末

第3編研究 発明等取扱規程

日までの間における改正後の公立大学法人公立大学法人宮城大学発明等取扱規程第19条第2項第2号及び第20条第4項の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（R6.3.27 第209回理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（R7.3.26 第221回理事会）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式1（第4条関係） 発明等届出書

秘	発明等届出書		
	年 月 日		
公立大学法人宮城大学理事長 殿			
宮 城 大 学 長 殿			
学群等所属			
職等			
発明等を行った教職員等の氏名 印			
発明等の名称			
上記の発明等をしたので、公立大学法人宮城大学発明等取扱規程第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。また、この発明等に関する届出者の希望意見は次のとおりです。			
1 職務発明等であるか否か			
2 権利の帰属に関する希望			
3 持分（共同届出の場合のみ）			
4 意見（理由等）			

（注）

- 1 関係書類として、経過報告書、明細書（2部）及び図面（2部）を添付すること。
- 2 経過報告書には、発明等をするに至った経過を詳述すること。
- 3 明細書及び図面は、特許庁の定める様式により作成すること。
- 4 実用新案の場合には、明細書及び図面を、意匠の場合は説明書、図面及び写真を貼付すること。
- 5 共同で発明等を行った場合には、共同で発明等を行った者の所属、職等及び氏名を連記すること。
- 6 この書類は秘密の扱いにすること。

様式2（第6条関係） 特許等を受ける権利の譲渡書

特許等譲渡書		
年 月 日		
公立大学法人宮城大学理事長 殿		
学群等所属		
職等		
発明等を行った教職員等の氏名 印		
「公立大学法人宮城大学発明等取扱規程」第6条により、下記の発明等に係る特許等を受ける権利を公立大学法人宮城大学に譲渡します。		
記		
発明等の名称		

（注）共同で発明等を行った場合には、共同で発明等を行った者の所属、職等及び氏名を連記すること。

様式3（第7条関係） 特許等の権利譲渡申込書

特許等権利譲渡申込書	
年 月 日	
公立大学法人宮城大学理事長 殿	
学群等所属	
職等	
発明等を行った教職員等の氏名 印	
「公立大学法人宮城大学発明等取扱規程」第7条により、下記の発明等に係る特許等を受ける権利を公立大学法人宮城大学に譲渡することを申し込みます。	
記	
発明等の名称	

（注）共同で発明等を行った場合には、共同で発明等を行った者の所属、職等及び氏名を連記すること。

様式4（第7条関係） 特許等を受ける権利の譲渡書

特許等譲渡書	
年 月 日	
公立大学法人宮城大学理事長 殿	
学群等所属	
職等	
発明等を行った教職員等の氏名 印	
「公立大学法人宮城大学発明等取扱規程」第7条により、下記の発明等に係る特許等を受ける権利を公立大学法人宮城大学に譲渡します。	
記	
発明等の名称	

（注）共同で発明等を行った場合には、共同で発明等を行った者の所属、職等及び氏名を連記すること。

様式5（第17条関係） 異議の申出書

異議の申出書	
年 月 日	
公立大学法人宮城大学理事長 殿	
宮 城 大 学 長 殿	
学群等所属	
職等	
発明等を行った教職員等の氏名 印	
年 月 日付け第 号により通知書を受領しましたが、下記の理由のとおり不服がある ので「公立大学法人宮城大学発明等取扱規程」第17条の規定により、異議の申立てをしま す。	
記	
不服の理由	